



熊本県公報

号外 第9号

平成30年3月27日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○平成30年度予算の要領…………… (財政課) 1

告 示

熊本県告示第274号の2

平成30年度熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が平成30年2月熊本県議会議定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成30年度熊本県一般会計予算

平成30年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ833,801,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円
		157,039,043
	1 県 民 税	44,815,080
	2 事 業 税	35,375,619
	3 地 方 消 費 税	30,106,277
	4 不 動 産 取 得 税	4,091,160
	5 県 た ば こ 税	2,093,328
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	532,294
	7 自 動 車 取 得 税	2,690,030
	8 軽 油 引 取 税	14,989,301
	9 自 動 車 税	22,212,945
	10 鉦 区 税	8,394
	11 狩 猟 税	20,748
12 産 業 廃 棄 物 税	103,867	
2 地方消費税清算金	66,268,477	

款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税清算金	66,268,477
3 地方譲与税		27,752,182
	1 地方法人特別譲与税	25,036,572
	2 地方揮発油譲与税	2,592,159
	3 石油ガス譲与税	107,251
	4 地方道路譲与税	1
	5 航空機燃料譲与税	16,199
4 地方特例交付金		542,870
	1 地方特例交付金	542,870
5 地方交付税		204,394,000
	1 地方交付税	204,394,000
6 交通安全対策特別交付金		354,700
	1 交通安全対策特別交付金	354,700
7 分担金及び負担金		3,947,884
	1 分 担 金	682,380

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	3,265,504
8 使用料及び手数料		9,767,209
	1 使 用 料	6,934,843
	2 手 数 料	2,832,366
9 国庫支出金		130,049,905
	1 国庫負担金	50,076,847
	2 国庫補助金	78,275,803
	3 国庫委託金	1,697,255
10 財産収入		1,488,928
	1 財産運用収入	957,447
	2 財産売払収入	531,481
11 寄 附 金		737,459
	1 寄 附 金	737,459
12 繰 入 金		56,470,862
	1 特別会計繰入金	459,710

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	56,011,152
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		77,795,907
	1 延滞金、加算金及び過料等	210,392
	2 県預金利子	12,750
	3 貸付金元利収入	56,639,394
	4 受託事業収入	8,521,219
	5 収益事業収入	3,581,696
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	8,830,387
15 県債		97,192,000
	1 県債	97,192,000
歳入合計		833,801,427

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,512,131
	1 議 会 費	1,512,131
2 総 務 費		46,287,441
	1 総 務 管 理 費	11,264,433
	2 企 画 費	7,669,020
	3 徴 税 費	6,830,144
	4 市 町 村 振 興 費	18,174,923
	5 選 挙 費	195,499
	6 防 災 費	1,347,349
	7 統 計 調 査 費	478,305
	8 人 事 委 員 会 費	167,058
	9 監 査 委 員 費	160,710
3 民 生 費		107,625,486
	1 社 会 福 祉 費	56,912,377

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	31,878,948
	3 生 活 保 護 費	4,845,215
	4 災 害 救 助 費	13,988,946
4 衛 生 費		55,045,859
	1 公 衆 衛 生 費	39,673,978
	2 環 境 衛 生 費	12,520,949
	3 保 健 所 費	1,685,559
	4 医 薬 費	1,165,373
5 勞 働 費		2,217,757
	1 勞 政 費	204,391
	2 職 業 訓 練 費	1,718,369
	3 失 業 対 策 費	193,022
	4 勞 働 委 員 会 費	101,975
6 農 林 水 産 業 費		68,962,510
	1 農 業 費	19,980,917

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	5,207,878
	3 農 地 費	19,121,504
	4 林 業 費	18,904,943
	5 水 産 業 費	5,747,268
7 商 工 費		65,299,890
	1 商 業 費	56,757,599
	2 工 鋳 業 費	6,057,465
	3 観 光 費	2,484,826
8 土 木 費		84,940,495
	1 土 木 管 理 費	3,029,822
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,866,550
	3 河 川 海 岸 費	28,682,285
	4 港 湾 費	6,253,003
	5 都 市 計 画 費	5,355,756
	6 住 宅 費	4,753,079

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 38,320,143
	1 警 察 管 理 費	34,005,739
	2 警 察 活 動 費	4,314,404
10 教 育 費		141,827,678
	1 教 育 総 務 費	29,603,352
	2 小 学 校 費	37,912,108
	3 中 学 校 費	22,545,142
	4 高 等 学 校 費	32,327,908
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,203,994
	6 大 学 費	1,104,040
	7 社 会 教 育 費	2,410,722
	8 保 健 体 育 費	1,720,412
11 災 害 復 旧 費		26,310,706
	1 総 務 災 害 復 旧 費	1,942,723
	2 民 生 災 害 復 旧 費	221,272

款	項	金 額
		千円
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	10,815,406
	4 商工災害復旧費	536,532
	5 土木災害復旧費	9,844,299
	6 教育災害復旧費	2,950,474
12 公 債 費		106,091,412
	1 公 債 費	106,091,412
13 諸 支 出 金		89,159,919
	1 繰 出 金	17,846,637
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	418,342
	3 自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	1,918,052
	4 利子割交付金	408,521
	5 利子割精算金	143
	6 地 方 消 費 税 金 清 算 金	29,573,415
	7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	33,347,541
	8 配 当 割 交 付 金	460,079

款	項	金 額
		千円
	9 株式等譲渡所得割 交 付 金	663,255
	10 軽油引取税 交 付 金	2,930,545
	11 所得割交付金	1,593,389
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	833,801,427

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 防災センター整備事業 熊 本 市	平成31年度	千円 143,166
2 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成30年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成30年度 ～平成33年度	7,500
3 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成31年度 ～平成33年度	42,777
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度	14,259 14,259 14,259
4 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成31年度 ～平成35年度	78,970
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	15,794 15,794 15,794 15,794 15,794
5 食肉衛生検査所整備事業 菊 池 市	平成31年度	492,368
6 障がい者訓練委託業務	平成31年度	2,558
7 離職者訓練等委託業務	平成31年度	138,796
8 農地売買支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合(以下「JA菊池」と いう。)が公益財団法人熊本県農業公社に2億円 を限度額として農地売買支援事業等資金を融資 したことについて損失を受けた場合、県がJA 菊池に行う損失補償	平成30年度 ～平成40年度	120,000
9 農地売買支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下 「協会」という。)が公益財団法人熊本県農業公 社に10億6,500万円を限度額として農地売買支 援事業資金を貸し付けたことについて損失を受け た場合、県が協会に行う損失補償	平成30年度 ～平成40年度	639,000
10 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下 「協会」という。)が公益財団法人熊本県農業公 社に1億1,861万円を限度額として農地中間管理 事業に係る条件整備資金を貸し付けたことにつ いて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補 償	平成30年度 ～平成40年度	72,000

事 項		期 間	限 度 額															
11 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等 に対し、平成30年度において総額33億円の範囲 内で融資する場合の農業協同組合等に対する利 子補給		平成31年度 ～平成51年度	千円 342,002															
		年次別内訳 平成31年度 35,504 平成32年度 36,900 平成33年度 36,900 平成34年度 34,921 平成35年度 32,060 平成36年度 29,158 平成37年度 26,254 平成38年度 23,350 平成39年度 20,447 平成40年度 17,544 平成41年度 14,641 平成42年度 11,738 平成43年度 8,833 平成44年度 5,931 平成45年度 3,028 平成46年度 1,812 平成47年度 1,361 平成48年度 950 平成49年度 538 平成50年度 126 平成51年度 6																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個 人</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15年 以内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共 同</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20年 以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> <td style="text-align: center;">年0.70%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		期 間	利子補給率	個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内	銀 行	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.70%以内		
区 分		期 間	利子補給率															
個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内															
	銀 行																	
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内															
	銀 行		年0.70%以内															
12 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図 るために必要な資金を、地域農業の担い手とな る意欲ある農業者等に対し、平成30年度におい て総額 5 億円の範囲内で融資する場合の農業協 同組合等に対する利子補給		平成31年度 ～平成46年度	46,742															
		年次別内訳 平成31年度 6,080 平成32年度 6,250 平成33年度 6,250 平成34年度 5,716 平成35年度 5,017 平成36年度 4,310 平成37年度 3,603 平成38年度 2,897 平成39年度 2,190 平成40年度 1,483 平成41年度 1,113 平成42年度 848 平成43年度 588 平成44年度 327 平成45年度 67 平成46年度 3																
13 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安 定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証		平成30年度 ～平成31年度	483,283															

事 項	期 間	限 度 額
14 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安 定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	平成30年度 ～平成31年度	千円 7,884
15 城南家畜保健衛生所整備事業 人 吉 市	平成31年度	29,654
16 阿蘇家畜保健衛生所整備事業 阿 蘇 市	平成31年度	50,470
17 松の木堰地区県営かんがい排水事業 熊 本 市	平成31年度 ～平成33年度	2,020,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度	760,000 760,000 500,000
18 宇土八水地区県営かんがい排水事業 熊 本 市	平成31年度 ～平成32年度	171,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	73,000 98,000
19 第二郡築地区県営かんがい排水事業 八 代 市	平成31年度	470,000
20 氷川下流地区県営かんがい排水事業 氷 川 町	平成31年度 ～平成32年度	350,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	210,000 140,000
21 昭和地区県営経営体育成基盤整備事業 八 代 市	平成31年度 ～平成33年度	1,686,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度	576,000 570,000 540,000
22 野崎地区県営経営体育成基盤整備事業 八 代 市	平成31年度	55,800
23 野崎地区農村地域防災減災事業 八 代 市	平成31年度	124,200

事 項	期 間	限 度 額														
24 亀松地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成31年度 ～平成32年度	千円 770,000														
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	420,000 350,000														
25 豊川南部地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成31年度	585,000														
26 森林取得資金利子助成 森林経営に意欲ある担い手が、公益社団法人 熊本県林業公社のあっせんを受け森林を取得す るために必要な資金を金融機関から借り入れた 場合の担い手に対する利子助成	平成31年度 ～平成34年度	4,000														
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	1,000 1,000 1,000 1,000														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以内</td> <td>年20万円以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成額	5年以内	年20万円以内											
期 間	利子助成額															
5年以内	年20万円以内															
27 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、平成30年度において総額 7 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給	平成31年度 ～平成51年度	62,236														
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度 平成46年度 平成47年度 平成48年度 平成49年度 平成50年度 平成51年度	6,088 6,162 6,055 5,657 5,089 4,627 4,271 3,909 3,549 3,189 2,824 2,470 2,117 1,762 1,407 1,107 860 612 364 116 1														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設 等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.70% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		期 間	利 子 補 給 率	個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内	
区 分		期 間	利 子 補 給 率													
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内													
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内														
共同 利用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内													

事 項	期 間	限 度 額								
28 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成30年度において総額8,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成31年度 ～平成40年度	千円 6,767								
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度	1,041 1,043 1,041 966 817 670 520 371 223 75								
<table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内						
期 間	利子補給率									
10年以内	年1.30%以内									
29 資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援利子助成 資源管理計画、漁場改善計画又は浜の活力再生プランに参画した漁業者が、漁船の取得等のために漁業近代化資金等を漁業協同組合等から借り入れた場合の漁業者に対する利子助成	平成31年度 ～平成41年度	48,224								
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度	6,000 6,000 6,000 5,528 5,028 4,528 4,028 3,528 3,028 2,528 2,028								
<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td>漁船取得</td> <td>10年以内</td> <td rowspan="2">年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年以内</td> </tr> </table>	区 分	期 間	利子助成率	漁船取得	10年以内	年2.0%以内	その他	5年以内		
区 分	期 間	利子助成率								
漁船取得	10年以内	年2.0%以内								
その他	5年以内									
30 漁業取締事務所施設賃借	平成31年度 ～平成32年度	5,704								
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	1,736 3,968								
31 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額210億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成30年度 ～平成43年度	127,200								
32 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	平成31年度 ～平成40年度	12,004								
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223								
<table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内						
期 間	利子助成率									
10年以内	年1.0%以内									

事 項	期 間	限 度 額
33 福岡事務所施設賃借	平成31年度 ～平成32年度	千円 18,884
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	9,442 9,442
34 企業立地促進費補助	平成31年度 ～平成34年度	2,615,700
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	815,700 600,000 600,000 600,000
35 県立総合体育館整備事業 熊 本 市	平成31年度	289,531
36 国際交流員宿舍賃借	平成31年度 ～平成32年度	969
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	684 285
37 道路改築事業 (国道324号第二天草瀬戸大橋) 天 草 市	平成31年度	280,000
38 地域道路改築事業 (国道445号(仮)九折瀬橋) 五 木 村	平成31年度 ～平成32年度	1,100,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	500,000 600,000
39 ヘリコプターテレビシステム整備事業	平成31年度	312,423
40 阿蘇警察署整備事業 阿 蘇 市	平成31年度 ～平成32年度	1,709,723
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	1,000,896 708,827
41 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	平成31年度	1,616,768
42 県立学校施設長寿命化プラン策定業務	平成31年度	9,830

事 項	期 間	限 度 額
43 県営農地等災害復旧事業 熊本市・西原村	平成31年度	千円 720,000
44 大切畑ダム復興事務所施設賃借	平成31年度 ～平成35年度	29,900
	年次別内訳	
	平成31年度	5,500
	平成32年度	5,500
	平成33年度	5,500
	平成34年度 平成35年度	5,500 7,900
45 県庁舎災害復旧事業 熊本市	平成31年度 ～平成32年度	484,991
	年次別内訳	
	平成31年度 平成32年度	329,673 155,318
46 県央広域本部新庁舎整備事業 熊本市	平成31年度	74,108
47 上益城総合庁舎等災害復旧事業 御船町	平成31年度	239,264
48 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成30年度 ～平成40年度	元金1,177,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
49 県有施設等管理業務	平成31年度 ～平成34年度	5,369
	年次別内訳	
	平成31年度	1,857
	平成32年度	1,875
	平成33年度 平成34年度	1,261 376
50 情報処理関連業務	平成31年度 ～平成35年度	182,764
	年次別内訳	
	平成31年度	148,648
	平成32年度	19,047
	平成33年度	11,254
	平成34年度 平成35年度	2,180 1,635

事 項	期 間	限 度 額
51 事務機器等賃借	平成31年度 ～平成37年度	千円 2,528,213
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度	525,030 493,592 485,228 485,228 365,240 172,608 1,287

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 2,020,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全国庫補助事業費	250,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	202,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
湛水防除 国庫補助事業費	96,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
造林 国庫補助事業費	172,000	発行を含む。)	しを行った	
林道 国庫補助事業費	681,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	
治山 国庫補助事業費	3,656,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
保安林整備 国庫補助事業費	228,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	185,000	きる。 発行価格が額面		
漁港 国庫補助事業費	491,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
観光施設整備 事業費	185,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,315,000	額を限度額とする ことができる。		
道路維持 国庫補助事業費	2,879,000			
河川 国庫補助事業費	1,696,000			
砂防 国庫補助事業費	4,854,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川海岸保全 国庫補助事業費	千円 176,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
港湾建設 国庫補助事業費	886,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
街 路 国庫補助事業費	1,192,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
都市公園整備 事業費	171,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
公 営 住 宅 建設事業費	441,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
空港直轄事業 負担金	239,000	(その他) 工事その他の都	後において	は借換えをするこ とができる。
土地改良直轄事業 負担金	43,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
農地海岸直轄事業 負担金	368,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
道路直轄事業 負担金	4,251,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
河川直轄事業 負担金	3,376,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
砂防直轄事業 負担金	1,675,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
港湾直轄事業 負担金	1,766,000			
鉄道施設 過 年 発 生 国 庫 費 補助事業費	325,000			
福祉施設 過 年 発 生 国 庫 費 補助事業費	64,000			
耕地災害 過 年 発 生 国 庫 費 補助事業費	125,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山災害 現年発生国庫費 補助事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
治山災害 過年発生国庫費 補助事業費	134,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
漁港災害 現年発生国庫費 補助事業費	6,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
公共土木 現年発生国庫費 補助事業費	329,000			
公共土木 過年発生国庫費 補助事業費	1,758,000			
教育施設 過年発生国庫費 補助事業費	412,000			
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	423,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
議会棟整備 事業費	150,000			
総合庁舎整備 事業費	192,000			
県庁舎整備 事業費	391,000			
県立劇場整備 事業費	761,000			
博物館ネットワーク センターサテライト 整備事業費	85,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	241,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
防災情報ネットワーク整備事業費	86,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
くまもと県民交流館整備事業費	11,000	会社、その他	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
老人福祉施設整備事業費	140,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
保健環境科学研究所整備事業費	170,000	(その他)		
食肉衛生検査所整備事業費	100,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。		
技術短期大学校整備事業費	38,000			
農業大学校整備事業費	54,000			
農業試験研究機関整備事業費	324,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		
家畜保健衛生所整備事業費	429,000			
単県治山事業費	166,000			
単県漁港整備事業費	45,000			
水産研究センター整備事業費	160,000			
廃止採石場災害防止事業費	8,000			
熊本県民総合運動公園整備事業費	234,000			
県有施設保全改修事業費	319,000			
単県道路整備事業費	6,235,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 河 川 整 備 事 業 費	千円 2,010,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	546,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
単 県 河 川 海 岸 整 備 事 業 費	60,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 港 湾 整 備 事 業 費	135,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
天 草 空 港 整 備 事 業 費	48,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単 県 街 路 整 備 事 業 費	70,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	
単 県 公 園 整 備 事 業 費	37,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
警 察 施 設 整 備 事 業 費	744,000	り入れることがで きる。		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	490,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
教 育 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	32,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
私 立 学 校 施 設 整 備 事 業 費	122,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
県 立 高 等 学 校 整 備 事 業 費	6,471,000	ことができる。		
文 化 財 保 存 整 備 事 業 費	13,000			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	141,000			
県 立 美 術 館 整 備 事 業 費	34,000			
県 営 体 育 施 設 整 備 事 業 費	76,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設 過年発生単県 災害復旧事業費	千円 1,616,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
福祉施設 過年発生単県 災害復旧事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
耕地 過年発生単県 災害復旧事業費	418,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
治山 現年発生単県 災害復旧事業費	23,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
漁港 現年発生単県 災害復旧事業費	2,000			
農林水産施設 過年発生単県 災害復旧事業費	50,000			
林道 現年発生単県 災害復旧事業費	4,000			
商工施設 過年発生単県 災害復旧事業費	174,000			
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費	100,000			
教育施設 過年発生単県 災害復旧事業費	744,000			
私立学校施設 過年発生単県 災害復旧事業費	30,000			
臨時財政対策債	30,178,000			
退職手当債	1,194,000			
歳入欠かん債	136,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 業 整 備 費 公 事</p>	<p>千円 81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>97,192,000</p>			

平成30年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成30年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ847,950千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 64
	1 一般会計繰入金	64
2 繰 越 金		37,219
	1 繰 越 金	37,219
3 諸 収 入		810,667
	1 貸付金元利収入	810,187
	2 雑 入	480
歳 入 合 計		847,950

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 26,967
	1 中小企業振興資金	26,967
2 公 債 費		606,955
	1 公 債 費	606,955
3 諸 支 出 金		214,028
	1 繰 出 金	214,028
歳 出 合 計		847,950

平成30年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,926千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 36,655
	1 繰 越 金	36,655
2 諸 収 入		87,271
	1 貸付金元利収入	87,271
歳 入 合 計		123,926

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 101,739
	1 母子父子寡婦 福祉資金	101,739
2 公 債 費		13,700
	1 公 債 費	13,700
3 諸 支 出 金		8,487
	1 繰 出 金	8,487
歳 出 合 計		123,926

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金、及び修業資金の貸付け	平成31年度 ～平成36年度	千円 338,742
	年次別内訳	
	平成31年度	56,457
	平成32年度	56,457
	平成33年度	56,457
	平成34年度	56,457
	平成35年度	56,457
平成36年度	56,457	

平成30年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成30年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,964,000
	1 証 紙 収 入	2,964,000
2 繰 越 金		36,000
	1 繰 越 金	36,000
歳 入 合 計		3,000,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成30年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成30年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290,947千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		10,086
	1 使用料	10,086
2 財産収入		166,382
	1 財産運用収入	195
	2 財産売却収入	166,187
3 繰入金		53,800
	1 一般会計繰入金	17,378
	2 基金繰入金	36,422
4 繰越金		60,679
	1 繰越金	60,679
歳 入 合 計		290,947

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		290,947
	1 高 等 学 校 費	290,947
歳 出 合 計		290,947

平成 30 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 30 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,153,489 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		793,369
	1 使 用 料	793,369
2 財 産 収 入		16,576
	1 財 産 売 払 収 入	16,576
3 繰 入 金		1,007,440
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,007,440
4 繰 越 金		87,121
	1 繰 越 金	87,121
5 諸 収 入		10,183
	1 雑 入	10,183
6 県 債		2,238,800
	1 県 債	2,238,800
歳 入 合 計		4,153,489

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 758,914
	1 港 湾 費	758,914
2 公 債 費		3,312,198
	1 公 債 費	3,312,198
3 諸 支 出 金		82,377
	1 繰 出 金	82,377
歳 出 合 計		4,153,489

平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成30年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,757千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		12,450
	1 財 産 運 用 収 入	12,450
2 繰 入 金		48,001
	1 基 金 繰 入 金	48,001
3 繰 越 金		25,306
	1 繰 越 金	25,306
歳 入 合 計		85,757

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		85,757
	1 港 湾 費	85,757
歳 出 合 計		85,757

平成 30 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 30 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,398,897千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		466,433
	1 財 産 売 払 収 入	466,433
2 繰 入 金		2,464
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,464
3 県 債		1,930,000
	1 県 債	1,930,000
歳 入 合 計		2,398,897

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,930,000
	1 道路橋りょう費	1,200,000
	2 都市計画費	730,000
2 公 債 費		468,897
	1 公 債 費	468,897
歳 出 合 計		2,398,897

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
国庫補助道路用地 先行取得事業費 国庫補助街路用地 先行取得事業費	千円 1,200,000 730,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	1,930,000			

平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成30年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,247,908千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		96,296
	1 国庫補助金	96,296
2 財産収入		698
	1 財産運用収入	698
3 繰入金		48,148
	1 一般会計繰入金	48,148
4 繰越金		42,912
	1 繰越金	42,912
5 諸収入		1,059,854
	1 貸付金元利収入	1,059,854
歳 入 合 計		1,247,908

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 1,247,908
	1 育 英 資 金	1,247,908
歳 出 合 計		1,247,908

平成30年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成30年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 812,460 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		992
	1 一般会計繰入金	992
2 繰 越 金		275,493
	1 繰 越 金	275,493
3 諸 収 入		535,975
	1 貸付金元利収入	369,725
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		812,460

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		812,440
	1 林 業 改 善 資 金	812,440
2 諸 支 出 金		20
	1 繰 出 金	20
歳 出 合 計		812,460

平成30年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,834千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 52,309
	1 繰 越 金	52,309
2 諸 収 入		104,525
	1 貸付金元利収入	104,525
歳 入 合 計		156,834

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 156,834
	1 沿岸漁業改善資金	156,834
歳 出 合 計		156,834

平成 30 年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 30 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 320,199千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		144,385
	1 繰 越 金	144,385
2 諸 収 入		175,814
	1 貸付金元利収入	175,814
歳 入 合 計		320,199

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		200,199
	1 市町村振興資金	200,199
2 諸 支 出 金		120,000
	1 繰 出 金	120,000
歳 出 合 計		320,199

平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,265,775千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,862,079
	1 負担金	1,862,079
2 国庫支出金		583,500
	1 国庫補助金	583,500
3 繰入金		356,192
	1 一般会計繰入金	356,192
4 繰越金		49,215
	1 繰越金	49,215
5 諸収入		3,589
	1 雑収入	3,589
6 県債		411,200
	1 県債	411,200
歳入合計		3,265,775

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,534,399
	1 流域下水道費	2,534,399
2 公 債 費		720,710
	1 公 債 費	720,710
3 諸 支 出 金		10,666
	1 繰 出 金	10,666
歳 出 合 計		3,265,775

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 地方公営企業法適用事業	平成31年度	千円 22,520
2 球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理施設等) 錦 町	平成31年度	187,200
3 八代北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 八 代 市	平成31年度	902,400

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 78,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内 (ただし、	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等
球磨川上流流域 下水道事業費	69,000	会社、その他 (借入方法)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
八代北部流域 下水道事業費	181,000	証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>流域下水道事業 特別会計 借換債</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">83,200</p>	<p>(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">411,200</p>			

平成30年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成30年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		36,913
	1 財 産 運 用 収 入	36,913
2 繰 入 金		3,252
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,252
3 繰 越 金		20,880
	1 繰 越 金	20,880
4 県 債		461,000
	1 県 債	461,000
歳 入 合 計		522,045

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 30,958
	1 工 鉦 業 費	30,958
2 公 債 費		466,955
	1 公 債 費	466,955
3 諸 支 出 金		24,132
	1 繰 出 金	24,132
歳 出 合 計		522,045

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>用地造成事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">461,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,891,573千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		226,784
	1 分担金及び負担金	226,784
2 チ ッ ソ 貸 付 費		1,813,016
	1 諸 収 入	1,813,016
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
4 支 援 措 置 費		2,819,041
	1 国 庫 支 出 金	1,277,804
	2 繰 入 金	1,224,237
	3 県 債	317,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		5,891,573

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処理事業費		千円 226,784
	1 公 債 費	226,784
2 チ ッ ソ 貸 付 費		3,090,820
	1 公 債 費	3,090,820
3 水俣病問題解決支援 財団出資費		276,268
	1 公 債 費	276,268
4 支 援 措 置 費		1,541,237
	1 環 境 費	317,000
	2 公 債 費	1,224,237
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		5,891,573

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">317,000</p>	<p>(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

平成30年度熊本県公債管理特別会計予算

平成30年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,401,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 347,808
	1 財 産 運 用 収 入	347,808
2 繰 入 金		62,756,874
	1 一 般 会 計 繰 入 金	35,890,874
	2 基 金 繰 入 金	26,866,000
3 県 債		70,296,845
	1 県 債	70,296,845
歳 入 合 計		133,401,527

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 133,401,527
	1 公 債 費	133,401,527
歳 出 合 計		133,401,527

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 70,296,845	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,391,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		59,240,466
	1 負担金	59,240,466
2 国庫支出金		63,558,650
	1 国庫負担金	41,572,537
	2 国庫補助金	21,986,113
3 繰入金		13,188,621
	1 一般会計繰入金	13,088,621
	2 基金繰入金	100,000
4 諸収入		56,403,405
	1 雑収入	56,403,405
歳 入 合 計		192,391,142

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円
		192,391,142
	1 社 会 福 祉 費	192,391,142
歳 出 合 計		192,391,142

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	平成31年度		千円 20

平成30年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 121,482,516kWh

(2) 主要な建設改良事業

イ 市房発電所リニューアル事業 2,245,995千円

ロ 緑川発電所リニューアル事業 397,935千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 1,425,188千円

第1項 営業収益 1,240,887千円

第2項 営業外収益 184,301千円

支 出

第1款 事業費 1,743,507千円

第1項 営業費用 1,682,602千円

第2項 営業外費用 14,755千円

第3項 特別損失 6,150千円

第4項 予備費 40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額405,866千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額233,231千円及び過年度分損益勘定留保資金172,635千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		3,146,255千円
第1項 他会計からの返還金		265,554千円
第2項 企 業 債		2,790,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等		90,701千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,552,121千円
第1項 建設改良費		3,127,343千円
第2項 企業債償還金		109,224千円
第3項 他会計への繰出金		265,554千円
第4項 予 備 費		50,000千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
笠振発電所水車発電機等整備事業	平成31年度	千円 264,000
市房発電所発電設備等更新事業	平成31年度	40,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等更新事業	千円 2,790,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 545,803千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成30年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数 42箇所

(2) 年間総給水量 9,149,885 m³

(3) 一日平均給水量 25,068 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 1,107,050千円

第1項 営業収益 736,817千円

第2項 営業外収益 370,233千円

支 出

第1款 事業費 1,157,618千円

第1項 営業費用 1,056,740千円

第2項 営業外費用 90,878千円

第3項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額162,512千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,009千円及び過年度分損益勘定留保資金132,503千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 1,184,590千円

第1項 企業債 362,000千円

第2項 長期借入金 488,706千円

第3項 工事受託金 82,954千円

第4項 補助金 243,181千円

第5項 会計内返還金 7,749千円

支 出

第1款 資本的支出 1,347,102千円

第1項 建設改良費 474,486千円

第2項 企業債償還金 551,874千円

第3項 長期借入金償還金 300,742千円

第4項 予 備 費
(債務負担行為)

20,000千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有明工業用水道事業設備更新事業	平成30年度 ～平成31年度	千円 331,079
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度	64,230 266,849

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新事業	千円 245,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
工業用水道事業 会計借換債	117,000	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
計	362,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

64,755千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、201,901千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成30年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 300,444台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			128,861千円
第1項	営業収益			122,808千円
第2項	営業外収益			2,053千円
第3項	特別利益			4,000千円

		支	出	
第1款	事業費			58,401千円
第1項	営業費用			55,401千円
第2項	予備費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的収入			0千円
		支	出	
第1款	資本的支出			0千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,598千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成30年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 150床

(2) 年間患者数

入	院	41,975人
外	来	26,840人

(3) 一日平均患者数
 入 院 115人
 外 来 110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,721,229千円
第 1 項 医業収益			845,079千円
第 2 項 医業外収益			876,150千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,720,785千円
第 1 項 医業費用			1,658,962千円
第 2 項 医業外費用			61,773千円
第 3 項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額317,492千円は過年度分損益勘定留保資金317,492千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			317,492千円
第 1 項 建設改良費			98,369千円
第 2 項 企業債償還金			219,123千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成31年度 ～平成35年度	千円 104,652

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 923,230千円
- (2) 交際費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 7 条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。